

○美里町浄化槽法施行細則

平成26年3月26日規則第6号

改正

令和2年3月31日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽の設置等の届出)

第2条 浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省令・建設省令第1号）第3条第1項又は第4条第1項の規定による届出書は、同省令に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 埼玉県建築基準法施行細則（昭和36年埼玉県規則第15号）第6条第1項第3号に規定する調書
- (2) 排水系統図
- (3) 法第7条第1項に規定する検査に係る検査依頼書の写し（法第57条第1項に規定する指定検査機関に検査手数料を支払ったことを証する書類を含む。）
- (4) 法第13条第1項又は第2項の規定による認定を受けた浄化槽にあっては、それを証する書類

(浄化槽の使用開始報告)

第3条 法第10条の2第1項の規定による報告は、浄化槽使用開始報告書（様式第1号）を町長に提出して行うものとする。

(技術管理者の変更報告)

第4条 法第10条の2第2項の規定による報告は、浄化槽技術管理者変更報告書（様式第2号）を町長に提出して行うものとする。

(浄化槽管理者の変更報告)

第5条 法第10条の2第3項の規定による報告は、浄化槽管理者変更報告書（様式第3号）を町長に提出して行うものとする。

(浄化槽の使用休止届出)

第6条 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。）第9条の3の規定による届出書は、町長に提出するものとする。

(浄化槽の使用再開届出)

第7条 省令第9条の4の規定による届出書は、町長に提出するものとする。

(浄化槽の使用廃止届出)

第8条 省令第9条の5の規定による届出書は、町長に提出するものとする。

(提出部数)

第 9 条 第 2 条に規定する届出書の提出部数は、正本 1 通及び副本 2 通とする。
2 第 3 条から前条までに規定する報告書等の提出部数は、正本 1 通及び副本 1 通とする。

(その他)

第 1 0 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。